

～経営革新や事業拡充等に向けた取組を支援します～

小規模企業者元気づくり事業

秋田県内に事業拠点を有する小規模企業者（みなし大企業を除く）へ、地域の商工団体等を活用しながら事業計画の策定・販路拡大等の取組を実施する方へ最大100万円（補助率1/2）を補助します。

《補助対象者》

県内に事業拠点を有する小規模事業者（※）で、本事業を活用して下記補助対象事業に取り組みようとする者。

※ [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

《補助対象事業》

地域の商工団体を活用しながら、事業計画の策定から実施後のフォローアップまで一貫して行う、次の取組を対象とします。

- ① 販路拡大（例：新たな販路を求めた国内外への商談会への参加）
- ② ICTの導入による付加価値・生産性の向上（例：ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入）
- ③ 新商品・サービスの開発（例：3Dプリンターを導入しての新商品開発）

《補助率・補助金の額》

補助率：補助対象経費の1/2

補助額：上限100万円（ただし、IT診断料については別途上限有）

※採択後の補助金交付決定日から、平成30年12月31日までに事業を完了する必要があります。

《補助対象となる経費》

事業計画に基づく事業に要する経費を補助します。※詳細は商工団体等にご相談ください。
機械器具等導入費、新商品等開発費、展示会出展費、広告費 等

《募集期間》

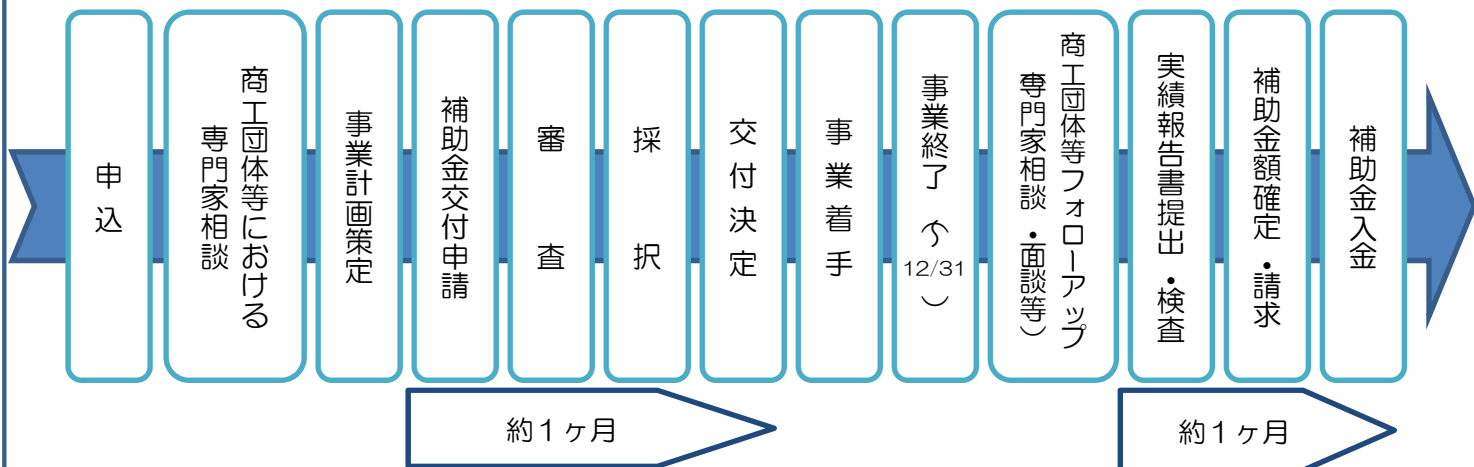
平成30年6月1日（金）～平成30年7月31日（火）必着

（注）募集の最終日は、午後5時15分を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合もありますので、できるだけ最終日より前に提出確認又は相談をお願いします。

《手続きの流れ》

※小規模企業者の窓口は商工団体等となります。

※各提出資料については、下記商工団体等へお問い合わせください。



《応募書類提出、お問い合わせ・相談先》

《県内商工会議所》

■大館商工会議所

〒017-0044 秋田県大館市御成町2丁目8番14号
TEL 0186-43-3111 FAX 0186-49-0556

■秋田商工会議所

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-866-6677 FAX 018-862-2101

■横手商工会議所

〒013-0021 秋田県横手市大町7番18号
TEL 0182-32-1170 FAX 0182-33-5642

■能代商工会議所

〒016-0831 秋田県能代市元町11番7号
TEL 0185-52-6341 FAX 0185-55-2233

■大曲商工会議所

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町1番13号
TEL 0187-62-1262 FAX 0187-62-1265

■湯沢商工会議所

〒012-0826 秋田県湯沢市柳町1丁目1番13号
TEL 0183-73-6111 FAX 0183-73-2900

《商工会総合窓口》

■秋田県商工会連合会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-888-8493 FAX 018-863-8490

《中央会窓口》

■秋田県中小企業団体中央会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 0186-863-8701 FAX 018-865-1009

《信用保証協会窓口》

■秋田県信用保証協会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-863-9015 FAX 018-863-9188

《商工団体等書類提出先》

■秋田県産業労働部産業政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL018-860-2215 FAX018-860-3887